

証券コード 9978
2021年11月10日

株 主 各 位

神奈川県川崎市高津区久本三丁目1番28号
株式会社 文教堂グループホールディングス
代表取締役社長 佐藤 協治

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年11月24日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、2021年11月24日（水曜日）午後5時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、スマートフォンにより議決権行使書用紙の専用QRコードを読み取ることで、1回に限り、「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力することなく議決権行使サイトにログインすることができます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年11月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号
ホテルケイエスピー 3階 KSPホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第71期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第71期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

議 案 取締役7名選任の件

以 上

(新型コロナウイルス感染防止への対応について、株主の皆様へのお願い)

- ・ 来場時及び会場内では感染予防にご配慮いただき、必ずマスクをご着用ください。マスクのご着用をされない方は、ご入場をお断りさせていただきます。
- ・ 議長及び登壇役員、株主総会運営係員においてもマスク等を着用させていただきます。
- ・ 会場であるホテルケイエスピーの方針により、会場入口での検温にご協力ください。37度5分以上の発熱、若しくは咳症状が見受けられる方は、入場をお断りさせていただきます。
- ・ 会場へのご入場の際には、アルコール消毒液にて手指の消毒をお願いします。
- ・ 座席の間隔を広く取りますので、十分な席数が確保できない場合がございます。そのため、当日ご来場いただいてもご入場をお断りする場合があります。
- ・ 本総会の開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議事の詳細な説明は省略させていただきます。ご来場される株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただけますようお願いいたします。
- ・ 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等または会場の都合等により、上記対応が変更される場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.bunkyodo.co.jp/ir/stockholder/>) による発信情報をご確認ください。

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」及び「株主資本等変動計算書」、「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.bunkyodo.co.jp/ir/stockholder/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 3. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.bunkyodo.co.jp/ir/stockholder/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2020年9月1日から
2021年8月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動などの懸念に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響により、景気及び個人消費の先行きについては不透明感が増してきております。

出版流通業界におきましても、依然として市場は縮小傾向にあり、定期刊行雑誌を中心に販売が低迷し、改善の兆しがなかなか見えない状況です。

このような状況下において、当社グループにおきましては、2019年9月27日に成立した事業再生ADR手続において同意を得た事業再生計画に基づいて、事業構造改革に取り組んでまいりました。

具体的には、事業規模に見合った人員の適正化を図るため、希望退職者の募集を行ってまいりました。店舗運営につきましては、エリアマネージャー制度によって組織力を強化し、顧客対応及び店舗オペレーションを見直すことによって売上高の増加及び店舗運営コストの削減に努めてまいりました。2020年11月には、株式会社ローソンをフランチャイジーとして神奈川県横浜市に「ローソン鴨居駅東店」内に併設した店舗を新規に出店いたしました。なお、不採算店舗におきましては、2店舗の閉店を行ってまいりました。

以上の結果、売上高は18,782百万円（前連結会計年度比11.8%減）、経常利益は382百万円（前連結会計年度比6.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は365百万円（前連結会計年度比26.9%増）となりました。

なお、商品別連結売上高の状況は次のとおりであります。

区分	第70期(前連結会計年度)		第71期(当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
書籍・雑誌等の販売業	千円	%	千円	%	千円	%
小 売						
書 籍	8,541,029	40.1	7,861,095	41.9	△679,934	△8.0
雑 誌	6,689,183	31.4	6,439,964	34.3	△249,219	△3.7
文 具	2,155,350	10.1	1,841,609	9.8	△313,741	△14.6
そ の 他 ※ 2	2,801,529	13.1	2,050,371	10.9	△751,158	△26.8
小 計	20,187,094	94.8	18,193,040	96.9	△1,994,053	△9.9
卸 売 ※ 1						
書 籍	378,181	1.8	118,855	0.6	△259,325	△68.6
雑 誌	481,833	2.3	328,821	1.8	△153,011	△31.8
そ の 他 ※ 2	162,839	0.8	56,729	0.3	△106,109	△65.2
小 計	1,022,854	4.8	504,407	2.7	△518,446	△50.7
そ の 他 ※ 3	95,029	0.4	84,777	0.5	△10,251	△10.8
合 計	21,304,978	100.0	18,782,225	100.0	△2,522,752	△11.8

(注) ※ 1. 卸売はフランチャイジーに対するものであります。

※ 2. 小売及び卸売の「その他」は、CD・DVD、ホビー、図書カードほかであります。

※ 3. 「その他」は、出版社からの報奨金収入等であります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は127百万円であり、その主なものは店舗改装に伴う什器等の取得によるものであります。

③ 資金調達の状況

長期借入金、短期借入金合わせて総額353百万円を返済いたしました。

その結果、当連結会計年度末の長期借入金残高は1年以内返済予定額263百万円を含め2,575百万円、短期借入金残高は2,744百万円となりました。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

項 目	第 68 期 (2018年8月期)	第 69 期 (2019年8月期)	第 70 期 (2020年8月期)	第 71 期 (当連結会計年度) (2021年8月期)
売 上 高 (千円)	27,388,267	24,388,741	21,304,978	18,782,225
経 常 損 益 (千円)	△589,901	△610,794	358,166	382,294
親会社株主に帰属する 当期純損益 (千円)	△591,437	△3,981,151	288,332	365,892
1株当たり当期純損益 (円)	△42.62	△285.15	19.99	11.19
総 資 産 (千円)	21,013,079	11,957,402	10,956,716	10,799,861
純 資 産 (千円)	△233,584	△4,216,002	732,329	1,098,216
1株当たり純資産額 (円)	△71.33	△356.58	△269.29	△20.77

(注) 1株当たり当期純損益は自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は自己株式控除後の期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 文 教 堂	50,000千円	100.0%	書籍・雑誌の小売業
有限会社文教堂サービス	3,000	100.0	図書カード等の小売業

(4) 対処すべき課題

今後の出版流通業界におきましては、定期刊行雑誌を中心に売上低迷の改善に兆しが見えない中、市場の縮小傾向は続くものと思われます。

このような状況の中、当社グループといたしましては、事業再生ADR手続において同意を得た事業再生計画を着実に実行し、事業構造改革に取り組んでまいります。

収益改善につきましては、本社管理費を中心に業務の効率化による経費の削減を進めてまいります。店舗収益につきましては、エリアマネージャー制度によって組織力を強化し、顧客対応及び店舗オペレーションを見直すことによって売上高の増加及び店舗運営コストの削減に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大によりリモートワークが浸透し、都心部の店舗が影響を受ける一方、外出自粛によるいわゆる「巣ごもり需要」の高まりにより、郊外型店舗の売り上げが堅調に推移しております。当社グループといたしましては、消費者の動向を見極めつつ、不採算店舗の閉店を進めるとともに、生活様式の変化に対応した品揃えやサービスの提案に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2021年8月31日現在）

書籍・雑誌の小売業及びこれらの商品のフランチャイズ契約加盟店に対する商品供給などを主要な事業としております。

(6) 主要な事業所 (2021年8月31日現在)

当社本社 川崎市高津区久本三丁目1番28号

地域	店 舗	店舗数
東 京	西葛西店、青戸店、小平店、成瀬店、成増店、赤坂店、グリーンコート店、中野坂上店、市ヶ谷店、あきる野とうきゅう店、人形町店、武蔵境駅前店、西台店、東陽町駅前店、赤羽店、代々木上原駅前店、広尾店、練馬高野台店、三子玉川店、大崎店、BunGood赤坂店、CA青山一丁目店、南大沢店、河辺とうきゅう店、つくし野とうきゅう店、六本木ヒルズ店	26
神 奈 川	溝ノ口駅前店、溝ノ口本店、星ヶ丘店、葉山店、立場店、平塚駅前店、登戸駅前店、伊勢原店、R412店、入谷店、すすき野とうきゅう店、ららぽーと横浜店、中山とうきゅう店、湘南とうきゅう店、杉田とうきゅう店、鎌倉とうきゅう店、中央林間店、LIVINGよこすか店、横須賀MORE'S店、平塚店、新城駅前店	21
北 海 道	平岸店、北野店、新道店、琴似駅前店、宮の森店、西野3条店、札幌ルーシー店、新千歳空港店、北49条店、函館昭和店、湯ノ川店、新札幌DUO店、CA新千歳空港店、札幌大通駅前店	14
埼 玉	狭山店、東川口店、蓮田店、新座駅前店、川口駅前店、岩槻店、朝霞マルエツ店、熊谷駅前店	8
千 葉	小倉台店、下総中山駅前店、茂原店、行徳店、浦安西友店、CA浦安駅前店	6
大 阪	淀屋橋店、住道店、中之島フェスティバルプラザ店、キャップ書店千林店、キャップ書店河内長野店	5
静 岡	大仁店、伊東店	2
兵 庫	キャップ書店逆瀬川店、キャップ書店立花店	2
青 森	つがる柏店	1
長 野	J〇Y松本店	1
奈 良	キャップ書店王寺店	1
	合 計	87

(7) 使用人の状況 (2021年8月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
168名	42名減

(注) 1. 使用人数には、当社グループ外への出向社員を除き、当社グループへの出向社員を含みます。
なお、契約社員、嘱託社員、臨時社員（パート及びアルバイト）は含まれておりません。

2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて42名減少しておりますが、その主な理由は、希望退職の実施に伴う退職者の増加によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4名	一名	53.8歳	17.1年

(注) 使用人数には、社外への出向社員を除き、当社への出向社員を含みます。
 なお、契約社員、嘱託社員、臨時社員（パート及びアルバイト）は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（2021年8月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,748,678千円
株式会社半蔵門キャピタルインベストメント	1,349,383
株式会社横浜銀行	995,410
株式会社商工組合中央金庫	535,553
三井住友信託銀行株式会社	527,879
モルガン・スタンレー・クレジット・フロンティア・ジャパン株式会社	138,131

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年8月31日現在)

① 発行可能株式総数	普通株式	56,018,860株
	A種類株式	800株
	B種類株式	800株
	C種類株式	800株
	D種類株式	800株
	E種類株式	800株
	F種類株式	800株
	G種類株式	800株
	H種類株式	800株
	I種類株式	800株
	J種類株式	848株
	K種類株式	1,864株
	計	56,028,772株
② 発行済株式の総数	普通株式	40,696,867株 (自己株式27,973株を除く)
	K種類株式	194株
	計	40,697,061株
③ 単元株式数	普通株式	100株
	A種類株式	1株
	B種類株式	1株
	C種類株式	1株
	D種類株式	1株
	E種類株式	1株
	F種類株式	1株
	G種類株式	1株
	H種類株式	1株
	I種類株式	1株
	J種類株式	1株
	K種類株式	1株

④ 株主数	普通株式	18,127名
	K種類株式	4名
	計	18,131名

⑤ 大株主

株 主 名	持 株 数			合計株式 持株比率
	普通株式	K種類株式	合計株式	
日販グループホールディングス株式会社	3,930千株	K種 0千株	3,930千株	9.66%
大 日 本 印 刷 株 式 会 社	3,317千株	－千株	3,317千株	8.15%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,329千株	K種 0千株	1,329千株	3.27%
岡 三 オ ン ラ イ ン 証 券 株 式 会 社	757千株	－千株	757千株	1.86%
楽 天 証 券 株 式 会 社	643千株	－千株	643千株	1.58%
株 式 会 社 横 浜 銀 行	458千株	K種 0千株	458千株	1.13%
小 檜 山 悟	425千株	－千株	425千株	1.05%
株 式 会 社 S B I 証 券	388千株	－千株	388千株	0.95%
森 三 樹 雄	370千株	－千株	370千株	0.91%
石 津 秀 之	267千株	－千株	267千株	0.66%

(注) 持株比率は自己株式(27,973株)を控除して計算しております。

なお、日販グループホールディングス株式会社、株式会社みずほ銀行及び株式会社横浜銀行が有するK種類株式の数は167株であります。

- ⑥ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2021年8月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐藤協治	(株)文教堂代表取締役社長
取締役副社長	佐藤弘志	経営推進室長 日販アイ・ピー・エス(株)代表取締役社長
取締役	小林友幸	財務経理部長
取締役	飯田直樹	弁護士法人黒田法律事務所パートナー 弁護士 (株)山野楽器監査役 (株)キャンドウ社外取締役
取締役	森俊明	BE1総合会計事務所代表 公認会計士・税理士
取締役	酒井和彦	日販グループホールディングス(株) 専務取締役
取締役	中島孝浩	大日本印刷(株)出版イノベーション事業部 hontoビジネスセンター副センター長
常勤監査役	野口健太郎	(株)文教堂監査役
監査役	福島良和	大日本印刷(株)事業推進本部グループ事業推進部 シニアエキスパート
監査役	村瀬幸子	九段坂上法律事務所 弁護士 二チアス(株)社外監査役 マクセルホールディングス(株)社外取締役 ローランド(株)社外取締役

- (注) 1. 取締役飯田直樹氏、取締役森俊明氏、取締役酒井和彦氏及び取締役中島孝浩氏は、社外取締役であります。なお、当社は、飯田直樹氏及び森俊明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役福島良和氏及び監査役村瀬幸子氏は、社外監査役であります。
3. 監査役村瀬幸子氏は弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役である飯田直樹氏、森俊明氏、酒井和彦氏及び中島孝浩氏、監査役である福島良和氏及び村瀬幸子氏は、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額としております。

③ 取締役及び監査役に係る報酬等

(a) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

i. 基本方針

当社は、経営の透明性を確保するとともに、経営陣の役割と責務にふさわしい水準となるよう、企業業績と企業価値の持続的な向上に対する動機付けや優秀な人材の確保に配慮し、社外かつ独立役員が過半数を占める任意の諮問機関である指名・報酬委員会の審議を受け、取締役の報酬を決定します。

ii. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

取締役の報酬は、会社の業績を鑑みて、各役員の役割と責務に応じて月次で支給します。

iii. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、企業価値の持続的な向上に対する動機付けとするため、役員賞与規程に基づき、支給日の前会計年度決算に係る普通株主への配当金の支払いがなされた場合、支給日の前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期連結純利益の額に0.05の支給係数を乗じた金額を上限とし、個々の取締役については個別の役割と責務に応じて役員賞与規程に定める支給係数を乗じた金額を指名・報酬委員会に対する諮問手続きを経た後に、取締役会で決定します。

iv. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

固定報酬と業績連動報酬の割合は、当社グループの利益成長により、普通株主への配当状況を考慮し、業績連動報酬の割合を高めていきます。

v. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、当社の指名・報酬委員会規程に基づき独立役員3名を含む4名の委員による指名・報酬委員会の審議を経て取締役会が取締役の個人別の報酬等具体的な内容を決定します。

(b) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	25,494千円 (7,638)	25,494千円 (7,638)	-千円 (-)	-千円 (-)	4名 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	7,080 (2,280)	7,080 (2,280)	- (-)	- (-)	2 (1)
合 計 (うち社外役員)	32,574 (9,918)	32,574 (9,918)	- (-)	- (-)	6 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役に対する使用人分給与及び賞与相当額は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1992年11月24日開催の第42回定時株主総会決議において年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名であります。
3. 監査役の報酬限度額は、1993年11月26日開催の第43回定時株主総会決議において年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。
4. 当事業年度末現在の取締役は7名（うち社外取締役は4名）、監査役は3名（うち社外監査役は2名）であります。上記の取締役及び監査役の支給人員と相違しておりますのは、無報酬の取締役3名及び監査役1名が在任しているためであります。
5. 取締役会は、代表取締役佐藤協治に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループ全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

④ 社外役員に関する事項

(a) 取締役 飯田直樹

- i. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係
弁護士法人黒田法律事務所のパートナーであります。なお、当社と当該他の法人等との関係で記載すべき事項はありません。
- ii. 特定関係事業者等に関する親族関係
該当事項はありません。
- iii. 当事業年度における主な活動状況
当事業年度に開催の取締役会19回中19回に出席し、弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき積極的に発言、助言を行っており、期待された実効性の高い監督機能を果たしていただいております。

- (b) 取締役 森俊明
- i. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係
B E 1 総合会計事務所法人代表であります。なお、当社と当該他の法人等との関係で記載すべき事項はありません。
 - ii. 特定関係事業者等に関する親族関係
該当事項はありません。
 - iii. 当事業年度における主な活動状況
当事業年度に開催の取締役会19回中19回に出席し、税理士・公認会計士としての専門的見地から、議案・審議等につき積極的に発言、助言を行っており、期待された実効性の高い監督機能を果たしていただいております。
- (c) 取締役 酒井和彦
- i. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係
日販グループホールディングス株式会社の専務取締役であります。また、当社は同社との間に書籍・雑誌等の仕入取引がありますが、当社グループと同社との間に社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はなく、社外役員として適任であると判断しております。
 - ii. 特定関係事業者等に関する親族関係
該当事項はありません。
 - iii. 当事業年度における主な活動状況
当事業年度に開催の取締役会19回中19回に出席し、社外の立場から、議案・審議等につき積極的に発言、助言を行っており、期待された実効性の高い監督機能を果たしていただいております。
- (d) 取締役 中島孝浩
- i. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係
大日本印刷株式会社の従業員であります。また、当社グループと同社との間に社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はなく、社外役員として適任であると判断しております。
 - ii. 特定関係事業者等に関する親族関係
該当事項はありません。
 - iii. 当事業年度における主な活動状況
当事業年度に開催の取締役会19回中19回に出席し、社外の立場から、議案・審議等につき積極的に発言、助言を行っており、期待された実効性の高い監督機能を果たしていただいております。
- (e) 監査役 福島良和
- i. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係
大日本印刷株式会社の従業員であります。また、当社グループと同社との間に社外監査役の独立性に影響を及ぼす事項はなく、社外監査役として適任であると判断しております。
 - ii. 特定関係事業者等に関する親族関係
該当事項はありません。

- iii. 当事業年度における主な活動状況
当事業年度に開催の取締役会19回中19回に出席し、また監査役会14回中14回に出席し、社外の立場から、必要に応じ、議案・審議等につき適宜、発言、助言を行っております。

- (f) 監査役 村瀬幸子
 - i. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係
九段坂上法律事務所所属の弁護士であります。なお、当社と当該他の法人等との関係で記載すべき事項はありません。
 - ii. 特定関係事業者等に関する親族関係
該当事項はありません。
 - iii. 当事業年度における主な活動状況
当事業年度に開催の取締役会19回中19回に出席し、また監査役会14回中14回に出席し、弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、議案・審議等につき適宜、発言、助言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 監査法人ナカチ

② 会計監査人に対する報酬等の額

		支払額
(1)	当該事業年度に係る報酬等の額	24,600千円
(2)	当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,600千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、(1)の当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計金額を記載しております。

2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、若しくは会計監査人としてふさわしくない非行があった等、当社の会計監査業務に重大な支障があると判断したときには、監査役会は会社法第340条の規定により会計監査人の解任を決定いたします。

また、そのほか会計監査人であることにつき支障があると判断したときには、監査役会は解任または不再任の議案の内容を決定し、取締役会が株主総会に提出いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主の皆様に対する配当金の決定は経営の最重要事項として認識し、将来の事業展開を考慮しつつ、内部留保の充実により企業体質の強化を図りながら、株主の皆様への安定した配当を維持することが重要であると考えております。配当金は、業績の伸長にあわせ配当性向等を勘案しつつ、増配を視野に入れながら継続して安定配当を行う方針であります。

しかしながら、当事業年度の期末配当金については、会社をとりまく環境は依然として厳しい状況にあります。当社といたしましては、2019年9月27日に成立した事業再生ADR手続において対象債権者から同意を得た事業再生計画案に基づいて事業構造改革に取り組んでおりますが、いまだ事業再生の途上でもあることを鑑み、財務体質の強化を図ることを最重要課題として、誠に遺憾ながら実施を見送らせていただくことといたしました。

(6) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社及び子会社から成る企業集団の取締役及び使用人が、コンプライアンス（法令、会社規則、企業倫理等の遵守）に則った行動をとるために、「文教堂グループ行動基準」及び「コンプライアンス基本方針」を定めその徹底を図る。
また、コンプライアンス体制の維持、向上については、社長直轄のコンプライアンス委員会を責任部署とし、コンプライアンス委員会は「コンプライアンス規程」に従い、法令・定款及び社内規程を遵守して社内業務が実施されているかを定期的に確認し、社長に報告する。
法令・定款及び社内規程に違反する行為を発見した場合の報告体制として、「内部通報窓口」を設置し、体制を確保する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」をはじめとする社内諸規程に基づき適切に保存及び管理するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態を維持する。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
事業活動の全般に係る様々なリスクの分析及び対策の検討については、社長を議長とし、取締役、常勤監査役及び各部門の責任者が出席する経営会議において行う。
また、リスク管理に係る組織・体制の構築をするため、「リスク管理規程」を定めており、それに基づく体制を整える。
- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、月1回定例の取締役会を開催し、また必要に応じて臨時取締役会を開催して、経営上の重要事項の意思決定並びに各取締役の業務執行状況を監督するとともに、各取締役間の意思疎通を図り、職務遂行の効率化を確保する。
また取締役会の他に、取締役、監査役、執行役員及び各部門の責任者が出席する経営会議を月2回開催し、迅速かつ的確で効率的な意思決定による職務執行を行う。
- ⑤ 子会社の取締役の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社は、当社の「関係会社管理規程」に定める重要事項については、当社への事前審議、承認または報告を行う体制を確保する。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、「関係会社管理規程」に従い、子会社及び関連会社に対して、自主性を尊重しつつ、透明性のある適切な経営管理を行う。
また、当社の内部監査室は、「内部監査規程」に従い、適正な監査を確保する体制を整備する。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合には、その要請に応じて、内部監査室の職員など適切な人材を派遣する。また、その要請を受けて業務を行う使用人は、その要請に関して取締役及び上長の指揮命令を受けない。また、当該使用人の任命、人事異動及び人事評価等は、事前に監査役会の同意を得る。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 監査役は、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、また、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧する。代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において、その担当する業務の執行状況を報告する。
- 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見したとき、または職務執行に関して不正行為、法令、定款に違反する重大な事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告する。また、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。この監査役への報告を行った当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として、解雇、降格、減給等不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知する。
- また、当社及び子会社の取締役及び使用人は、次の事項を遅滞なく報告する。
- a. 内部監査の結果
 - b. 内部通報窓口による通報の状況
 - c. その他監査役から報告を求められた業務執行に関する事項
- ⑨ 監査役の仕事の執行について生ずる費用等の処理に関する方針
- 取締役は、監査役の仕事の実効性を担保するため、監査費用のための予算措置を行い、監査役が仕事の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。
- ⑩ その他監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、必要な助言または勧告を行う。また、決裁書類、報告書等の関係書類を閲覧し、会社経営全般の状況を把握し、必要に応じて代表取締役、会計監査人との意思疎通を図り、定期的に意見交換を行い、内部監査室とも連携し、監査の実効性を高める。

⑪ 財務報告の適正性を確保するための体制

グループ会社の財務報告に関する信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、グループ会社各社は財務報告に係る、必要かつ適切な内部統制を整備し、運用する。

⑫ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、毎月開催される取締役会において、内部統制基本方針の実施状況を報告することとなっており、子会社を含む当社グループの業務の執行状況を、社外監査役が当社グループの経営に関する監視ができるとともに、社外取締役が当社グループの経営への監督、関与ができる体制を整備しております。

また、監査役は、取締役会のほか定期的に開催される経営会議等の社内の重要会議に出席するとともに、取締役等から直接業務執行の状況について聴取を行い、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

当社グループの従業員に対しては、「文教堂グループ行動基準」及び「コンプライアンス基本方針」について従業員が参加する全体会議等での説明を行っており、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

(7) 会社の支配に対する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現在は、特別な防衛策を導入いたしておりませんが、今後については社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

連結貸借対照表

(2021年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	部	負 債 の 部	部
流 動 資 産	8,289,535	流 動 負 債	6,895,269
現金及び預金	1,552,476	支払手形及び買掛金	3,397,510
受取手形及び売掛金	560,730	短期借入金	2,744,089
商 品	5,900,557	1年内返済予定の長期借入金	263,227
貯 蔵 品	4,613	未 払 法 人 税 等	15,140
1年内回収予定の長期貸付金	70	賞 与 引 当 金	43,650
そ の 他	271,088	事 業 構 造 改 革 引 当 金	134,431
固 定 資 産	2,498,060	そ の 他	297,220
有 形 固 定 資 産	931,407	固 定 負 債	2,806,376
建物及び構築物	222,612	長期借入金	2,312,219
機械装置及び運搬具	293	退職給付に係る負債	368,496
土 地	569,506	そ の 他	125,659
そ の 他	138,994	負 債 合 計	9,701,645
無 形 固 定 資 産	48,706	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	14,563	株 主 資 本	1,098,216
ソフトウェア仮勘定	1,287	資 本 金	50,000
電話加入権	32,855	資 本 剰 余 金	87,908
投資その他の資産	1,517,946	利 益 剰 余 金	978,529
投資有価証券	92,427	自 己 株 式	△18,221
差入保証金	1,413,651	純 資 産 合 計	1,098,216
そ の 他	11,867	負 債 ・ 純 資 産 合 計	10,799,861
繰 延 資 産	12,265		
株式交付費	12,265		
資 産 合 計	10,799,861		

連結損益計算書

(2020年9月1日から
2021年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	18,782,225
売上高		13,785,141
売上原価		4,997,084
販売費及び一般管理費		4,631,665
営業利益		365,418
営業外収益		
受取利息及び配当金	848	
受取手数料	1,168	
受取家賃	66,588	
補助金等収入	11,423	
その他	25,909	105,939
営業外費用		
支払利息	53,636	
株式交付費	12,265	
その他	23,162	89,064
経常利益		382,294
特別利益		
貸倒引当金戻入益	95,084	
事業構造改革引当金戻入益	17,007	112,092
特別損失		
減損損失	7,537	
固定資産除却損	4,952	
固定資産売却損	4,474	
賃貸借契約解約損	4,385	
事業構造改革費用	92,569	113,921
税金等調整前当期純利益		380,465
法人税、住民税及び事業税	14,573	14,573
当期純利益		365,892
親会社株主に帰属する当期純利益		365,892

貸借対照表

(2021年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	401,757	流動負債	12,579
現金及び預金	401,424	未払金	1,606
前払費用	332	未払法人税等	290
未収入金	117,249	未払消費税等	5,248
貸倒引当金	△117,249	未払費用	2,856
固定資産	785,215	前受収益	1,980
有形固定資産	403,539	その他	597
土地	403,539	固定負債	417,879
投資その他の資産	381,675	退職給付引当金	8,037
投資有価証券	0	受入保証金	18,000
関係会社株式	381,271	組織再編により生じた株式の特別勘定	391,842
出資金	74	負債合計	430,459
関係会社長期貸付金	1,600,000	純資産の部	
差入保証金	330	株主資本	763,760
貸倒引当金	△1,600,000	資本金	50,000
繰延資産	7,247	資本剰余金	87,908
株式交付費	7,247	その他資本剰余金	87,908
資産合計	1,194,220	利益剰余金	644,073
		その他利益剰余金	644,073
		繰越利益剰余金	644,073
		自己株式	△18,221
		純資産合計	763,760
		負債・純資産合計	1,194,220

損益計算書

(2020年9月1日から
2021年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業収益	117,603
営業費用	132,138
営業損失	14,534
営業外収益	
受取利息及び配当金	3
受取家賃	21,060
その他	44
営業外費用	
株式交付費償却	7,247
雑損失	4,846
経常損失	5,520
特別利益	
貸倒引当金戻入益	82,409
債務保証損失引当金戻入益	279,863
税引前当期純利益	356,752
法人税、住民税及び事業税	△277
当期純利益	357,029

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年10月20日

株式会社文教堂グループホールディングス
取締役会 御 中

監 査 法 人 ナ カ チ
東 京 都 千 代 田 区

代 表 社 員 公 認 会 計 士 藤 代 孝 久 ㊞
業 務 執 行 社 員
代 表 社 員 公 認 会 計 士 家 富 義 則 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社文教堂グループホールディングスの2020年9月1日から2021年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社文教堂グループホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年10月20日

株式会社文教堂グループホールディングス
取締役会 御 中

監 査 法 人 ナ カ チ

東京都千代田区

代 表 社 員 公 認 会 計 士 藤 代 孝 久 ㊞
業 務 執 行 社 員

代 表 社 員 公 認 会 計 士 家 富 義 則 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社文教堂グループホールディングスの2020年9月1日から2021年8月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年9月1日から2021年8月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人ナカチの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人ナカチの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年10月25日

株式会社文教堂グループホールディングス 監査役会

常勤監査役 野 口 健 太 郎 ㊞

社外監査役 福 島 良 和 ㊞

社外監査役 村 瀬 幸 子 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の 種類及び数
1	さとう きょうじ 佐藤協治 (1966年8月31日生)	1988年4月 ㈱本の店岩本入社 2000年10月 当社入社 北海道事務所長兼北海道支店担当部長 2007年6月 当社店舗開発部長 2007年12月 当社執行役員店舗開発部長 2008年3月 ㈱文教堂執行役員店舗開発部長 2008年11月 同社取締役執行役員事業開発部長兼経営戦略室長 2009年7月 同社取締役執行役員事業開発部長兼経営戦略室長兼情報システム部長 2010年11月 当社常務取締役常務執行役員事業開発部長 2017年11月 当社常務取締役常務執行役員事業管理本部長 2018年11月 当社代表取締役社長（現任） 2018年11月 ㈱文教堂代表取締役社長（現任）	普通株式 1,000株
2	さとう ひろし 佐藤弘志 (1970年8月23日生)	1995年3月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン入社 1997年8月 ブックオフコーポレーション㈱入社 2007年6月 同社代表取締役社長 2014年2月 ㈱ダルトン入社 2014年6月 同社代表取締役社長 2016年11月 当社社外取締役 2017年11月 当社取締役副社長経営推進室長（現任） 2019年10月 日販グループホールディングス㈱執行役員（現任） 2021年4月 日販アイ・ピー・エス㈱代表取締役社長（現任）	普通株式 1,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の 種類及び数
3	こばやしともゆき 小林友幸 (1967年1月16日生)	1989年4月 日本クリア(株)入社 1992年8月 当社入社 2008年5月 当社経理部長 2008年12月 当社執行役員経理部長 2015年12月 (株)文教堂取締役執行役員経理部長 2017年11月 同社取締役執行役員管理本部経理部長 2018年12月 同社取締役管理本部経理部長兼財務経理部長(現任) 2018年12月 当社財務経理部長 2019年11月 当社取締役財務経理部長(現任)	普通株式 一株
4	いいだ なおき 飯田直樹 (1965年2月14日生)	1999年4月 弁護士登録 2002年2月 トレイダーズ証券(株)(現トレイダーズホールディングス(株)) 社外監査役 2006年2月 バリオセキュア・ネットワークス(株)社外取締役 2008年10月 (株)山野楽器監査役(現任) 2009年11月 当社社外取締役(現任) 2011年6月 富士紡ホールディングス(株)社外監査役 2018年2月 (株)キャンドウ社外取締役(監査等委員)(現任) 2018年9月 弁護士法人黒田法律事務所パートナー(現任)	普通株式 7,500株
5	もり としあき 森 俊明 (1966年4月28日生)	1987年10月 会計士補登録 1988年4月 サンワ・等松青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入所 1991年4月 公認会計士登録 1997年8月 椿勲公認会計士事務所入所 2003年4月 税理士登録 2003年9月 ブリッジ共同公認会計士事務所シニアパートナー、ブリッジ税理士法人代表社員 2007年6月 ひまわりホールディングス(株)社外監査役、ひまわり証券(株)社外監査役 2009年4月 B E 1 総合会計事務所代表(現任) 2009年11月 当社社外取締役(現任) 2015年7月 日本ビューホテル(株)社外監査役	普通株式 7,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の 種類及び数
6	さかい かずひこ 酒井和彦 (1960年12月20日生)	1984年3月 日本出版販売(株)入社 2013年4月 日販コンピュータテクノロジー(株)代表取締役社長 2013年6月 日本出版販売(株)取締役システム部長 2016年4月 日本出版販売(株)常務取締役 2016年11月 当社社外取締役(現任) 2017年4月 日本出版販売(株)専務取締役(現任) 2019年10月 日販グループホールディングス(株)専務取締役(現任)	普通株式 一株
7	なかにまたかひろ 中島孝浩 (1964年12月10日生)	1987年4月 大日本印刷(株)入社 2004年10月 同社情報コミュニケーション研究開発センター研究企画部長 2008年10月 同社事業企画推進室 2015年10月 同社hontoビジネス本部ビジネス開発ユニット長 2016年1月 同社hontoビジネス本部SMS委員会委員長 2016年11月 当社取締役 2018年10月 大日本印刷(株)hontoビジネス本部ハイブリッドチャンネル流通ユニット長 2019年10月 同社出版イノベーション事業部hontoビジネスセンター副センター長(現任) 2019年11月 当社社外取締役(現任)	普通株式 一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 日販グループホールディングス(株)は、当社の特定関係事業者であり、酒井和彦氏は同社の取締役であります。
3. 日販アイ・ピー・エス(株)は、当社の特定関係事業者である日販グループホールディングス(株)の子会社であり、佐藤弘志氏は同社の代表取締役であります。
4. 飯田直樹氏、森俊明氏、酒井和彦氏及び中島孝浩氏は社外取締役候補者であります。各氏を社外取締役候補者とした理由、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるかと判断した理由は次のとおりであります。
- 飯田直樹氏：弁護士資格を有しており、企業法務に関し豊富な経験と幅広い見識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、社外取締役として当社の経営に資するところが大きいと判断し、候補者としております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって12年となります。
- 森 俊明氏：公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関し豊富な経験と幅広い見識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、社外取締役として当社の経営に資するところが大きいと判断し、候補者としております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって12年となります。
- 酒井和彦氏：日販グループホールディングス(株)の専務取締役として会社経営に携わっており、当社の経営を監督していただくことによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただき、また業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、社外取締役として当社の経営に資するところが大きいと判断し、候補者としております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって5年となります。

中島孝浩氏：大日本印刷(株)の出版イノベーション事業部hontoビジネスセンター所属であり、当社の経営を監督していただくことによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただき、社外取締役として当社の経営に資するところが大きいと判断し、候補者としております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年となります。

5. 社外取締役候補者飯田直樹氏、森俊明氏、酒井和彦氏及び中島孝浩氏と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限として、責任限定契約を締結しております。各氏の選任が承認された場合、当社は当該責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、飯田直樹氏及び森俊明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

以 上

メ 毛

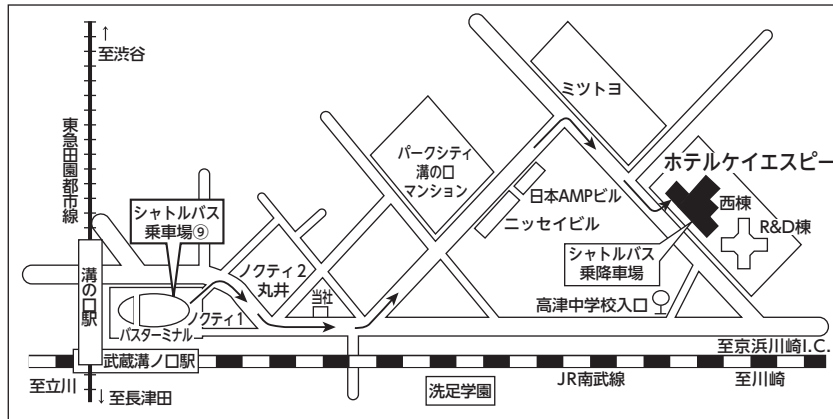
A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, starting from the first line below the header and continuing down the page.

株主総会会場ご案内図

神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号

ホテルケイエスピー 3階 K S Pホール

(連絡先 044-811-0118 (株)文教堂グループホールディングス 総務部)



最寄駅 JR 南武線 武蔵溝ノ口駅より徒歩約12分

東急 田園都市線 溝の口駅より徒歩約12分

※直通シャトルバスご利用の場合

武蔵溝ノ口駅、溝の口駅前バスターミナル

9番乗降場より約5分

シャトルバスの無料乗車券は、当日バス乗降場付近にて係員が配布いたします。なお、お帰りの際は乗車券がなくても無料でご利用いただけます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。